

令和 3 年 4 月 1 日
小金井市監査委員決定

令和 3 年度 小金井市監査計画

1 目的

この基本計画は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「公企法」という。）、小金井市監査委員に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）に基づき、監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

2 基本方針

監査委員は、法により設置された独立の執行機関として、住民の負託を受け、公正で効率的な行財政運営を確保し、常に公正不偏な立場で監査等を実施します。

監査等は、関係法令に定められた権限に基づき、非違をただし、不正の指摘にとどまらず、行政に適正かつ効率的な運営が確保されているかを主眼として実施します。

令和 3 年度の監査等は、次の基本方針に基づき実施します。

(1) 財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理については、合規性、経済性、効率性、有効性及び正確性等の観点の主眼とします。

ア 合規性

会計処理が、予算、法令等に基づいて適正に行われているか、財務事務その他の事務が、法令等にのっとり実施されているか。

イ 経済性

事務・事業の遂行及び予算の執行が、より少ない経費で実施できているか。

ウ 効率性

事務・事業の遂行及び予算の執行において、同じ費用で大きな成果が得られるか、あるいは費用との対比で、最大限の成果を得ているか。

エ 有効性

事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか。

オ 正確性

決算の表示が、予算執行等の財務の状況を正確に表現しているか。

- (2) 監査等の監査結果による指摘・要望等に対する改善状況等を的確に把握し、是正・改善を求め、監査の実効性を確保します。
- (3) 各部局における内部チェック体制が、効果的に機能しているかという視点を主眼とします。
- (4) 監査等の監査結果の情報については、市民に的確に発信していきます。

3 実施監査等の概要

令和3年度に実施する監査等については、基本方針を踏まえ、次のとおりとします。

なお、具体的な内容については、別途各監査等実施要領において定めます。

(1) 定期監査（法第199条第1項・第4項）

財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理については、合規性、経済性、効率性、有効性及び正確性等の観点の主眼に実施します。

令和3年度の実施対象部署については、市民部及び環境部とします。

(2) 行政監査（法第199条第2項）

市の特定事務事業、あるいは共通事務事業を対象に、監査対象とするテーマを設定し、合規性、経済性、効率性、有効性及び正確性等の観点の主眼に実施します。

監査対象部署については、定期監査と同じ部署とします。

(3) 工事監査（法第199条第1項・第4項）

工事監査は、工事事務及び施工が適切に行われているかどうかを主眼に実施します。

監査対象工事については、令和3年度中の施工中、又は完了予定の工事を対象とし、別途選定します。

(4) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項）

財政的援助（補助金等）及び出資（出えん金等）を行っている団体並びに公の施設の指定管理者を対象として、出納その他の事務の執行及び施設運営について、

合規性、経済性、効率性、有効性及び正確性等の観点の主眼に実施します。

あわせて、担当部署の当該団体等への指導監督が、適切に行われているかを着目し、実施します。

監査対象団体等については、過去に実施した監査結果等を勘案し、別途選定します。

(5) 決算審査（法第233条第2項、公企法第30条第2項）

令和2年度の決算書及び関係諸表類を対象として、計数が適正なものになっているかの正確性を検証するとともに、予算執行、財産管理状況、事務事業等が適正かつ効率的に行われているかの合規性、経済性、効率性及び有効性の観点の主眼に実施します。

(6) 基金運用状況審査（法第241条第5項）

令和2年度の各種基金（特定の目的のために定額の資金を運用するための基金）を対象として、基金運用状況調書等の計数が適正なものになっているかの正確性を検証するとともに、各基金の運用が設置目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかの合規性、経済性、効率性及び有効性の観点の主眼に実施します。

(7) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

一般会計、特別会計及び下水道事業会計の毎月の出納状況を対象として、計数が適正なものになっているかの正確性を検証するとともに、各月末の現金等の保管状況を確認することを主眼に実施し、原則として毎月最終週の木曜日に行います。

(8) 財政健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項、第22条第1項）

令和2年度の一般会計等における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに下水道事業会計の資金不足比率の審査を行います。

(9) その他の監査等（法第199条第5項、第75条及び第242条の規定の監査等）

随時監査、住民の直接請求に基づく監査、住民監査請求に基づく監査、その他の監査の実施に当たっては、その都度、監査計画等を策定します。

4 令和3年度監査実施計画

監査等の実施時期及び報告・公表時期については、別紙「令和3年度 監査等実施予定表」のとおりとします。

令和3年度 監査等実施予定表

4月			5月			6月		
日	曜日	件名	日	曜日	件名	日	曜日	件名
1	木	監査実施計画通知/伝票検査	1	土		1	火	決算審査・財政健全化審査実施 日程通知/伝票検査
2	金	伝票検査	2	日		2	水	伝票検査
3	土		3	月	憲法記念日	3	木	伝票検査
4	日		4	火	みどりの日	4	金	伝票検査
5	月	伝票検査	5	水	こどもの日	5	土	
6	火		6	木	伝票検査	6	日	
7	水		7	金	伝票検査	7	月	伝票検査
8	木		8	土		8	火	
9	金		9	日		9	水	
10	土		10	月	伝票検査	10	木	
11	日		11	火	伝票検査	11	金	
12	月		12	水	伝票検査	12	土	
13	火		13	木		13	日	
14	水		14	金		14	月	決算資料締切
15	木		15	土		15	火	
16	金		16	日		16	水	
17	土		17	月		17	木	
18	日		18	火		18	金	例月資料委員送付
19	月		19	水		19	土	
20	火	例月資料委員送付	20	木	例月資料委員送付	20	日	
21	水		21	金		21	月	
22	木		22	土		22	火	
23	金		23	日		23	水	
24	土		24	月		24	木	
25	日		25	火		25	金	
26	月		26	水		26	土	
27	火	例月検査 (R2年度3月分)	27	木	例月検査 (R2・3年度4月分)	27	日	
28	水	例月検査 (R2年度3月分) 公表	28	金	例月検査 (R2・3年度4月分) 公表	28	月	決算審査 (課別審査)
29	木	昭和の日	29	土		29	火	例月検査 (R2・3年度5月分)
30	金		30	日		30	水	例月検査 (R2・3年度5月分) 公表
			31	月				

令和3年度 監査等実施予定表

7月			8月			9月		
日	曜日	件名	日	曜日	件名	日	曜日	件名
1	木	決算審査（課別審査）	1	日		1	水	伝票検査
2	金	決算審査（課別審査）	2	月	第1回定期監査（市民部）実施通知/伝票検査	2	木	伝票検査
3	土		3	火	伝票検査	3	金	伝票検査
4	日		4	水	伝票検査	4	土	
5	月	決算審査（課別審査）	5	木		5	日	
6	火	決算審査（課別審査）	6	金		6	月	
7	水	決算審査（課別審査）	7	土		7	火	
8	木	決算審査（課別審査）	8	日	山の日	8	水	
9	金	決算審査（課別審査）	9	月	振替休日	9	木	
10	土		10	火		10	金	
11	日		11	水		11	土	
12	月	決算審査（課別審査）	12	木		12	日	
13	火	決算審査（課別審査）/伝票検査	13	金		13	月	
14	水	伝票検査	14	土		14	火	
15	木	例月資料委員送付/伝票検査	15	日		15	水	例月資料委員送付
16	金	決算・財政健全化概要説明/財政健全化審査	16	月	例月資料委員送付	16	木	
17	土		17	火	第1回定期監査（市民部）資料締切	17	金	
18	日		18	水		18	土	
19	月	決算審査（課別審査報告）/例月検査（6月分）	19	木		19	日	
20	火	決算審査/例月検査（6月分）公表	20	金		20	月	敬老の日
21	水	決算審査・現地監査	21	土		21	火	
22	木	海の日	22	日		22	水	例月検査（8月分）
23	金	スポーツの日	23	月	決算・財政健全化審査講評/例月検査（7月分）/決算・財政健全化審査・例月検査（7月分）公表	23	木	秋分の日
24	土		24	火		24	金	例月検査（8月分）公表
25	日		25	水		25	土	
26	月		26	木		26	日	
27	火		27	金		27	月	
28	水		28	土		28	火	
29	木		29	日		29	水	
30	金		30	月		30	木	
31	土		31	火				

令和3年度 監査等実施予定表

10月			11月			12月		
日	曜日	件名	日	曜日	件名	日	曜日	件名
1	金	伝票検査	1	月	伝票検査	1	水	財政援助団体等監査実施通知/ 伝票検査
2	土		2	火	伝票検査	2	木	伝票検査
3	日		3	水	文化の日	3	金	伝票検査
4	月	伝票検査	4	木	伝票検査	4	土	
5	火	伝票検査	5	金		5	日	
6	水		6	土		6	月	
7	木		7	日		7	火	
8	金		8	月	第2回定期監査（環境部）実施 通知	8	水	
9	土		9	火		9	木	
10	日		10	水		10	金	
11	月		11	木		11	土	
12	火		12	金		12	日	
13	水		13	土		13	月	
14	木		14	日		14	火	
15	金		15	月		15	水	
16	土		16	火		16	木	例月資料委員送付/財政援助団 体等監査資料締切日
17	日		17	水		17	金	
18	月	第1回定期監査（市民部）	18	木	例月資料委員送付	18	土	
19	火	第1回定期監査（市民部）	19	金		19	日	
20	水	第1回定期監査（備品検査）/ 例月資料委員送付	20	土		20	月	
21	木	第1回定期監査（備品検査）	21	日		21	火	
22	金		22	月		22	水	
23	土		23	火	勤労感謝の日	23	木	第1回定期監査講評/例月検査 （11月分）
24	日		24	水	第2回定期監査（環境部）資料 締切	24	金	第1回定期監査結果・例月検査 （11月分）公表
25	月		25	木	例月検査（10月分）	25	土	
26	火		26	金	例月検査（10月分）公表	26	日	
27	水		27	土		27	月	
28	木	例月検査（9月分）	28	日		28	火	
29	金	例月検査（9月分）公表	29	月		29	水	
30	土		30	火		30	木	
31	日					31	金	

令和3年度 監査等実施予定表

1月			2月			3月		
日	曜日	件名	日	曜日	件名	日	曜日	件名
1	土	元旦	1	火	伝票検査	1	火	伝票検査
2	日		2	水	伝票検査	2	水	伝票検査
3	月		3	木	伝票検査	3	木	伝票検査
4	火	伝票検査	4	金		4	金	
5	水	伝票検査	5	土		5	土	
6	木	伝票検査	6	日		6	日	
7	金		7	月	財政援助団体等監査	7	月	
8	土		8	火	財政援助団体等監査	8	火	
9	日		9	水		9	水	
10	月	成人の日	10	木		10	木	
11	火		11	金	建国記念の日	11	金	
12	水		12	土		12	土	
13	木		13	日		13	日	
14	金		14	月		14	月	
15	土		15	火	例月資料委員送付	15	火	
16	日		16	水		16	水	
17	月		17	木		17	木	例月資料委員送付
18	火	第2回定期監査（環境部）	18	金		18	金	
19	水	第2回定期監査（備品検査）	19	土		19	土	
20	木	例月資料委員送付	20	日		20	日	
21	金		21	月	例月検査（1月分）	21	月	春分の日
22	土		22	火	例月検査（1月分）公表	22	火	
23	日		23	水	天皇誕生日	23	水	
24	月		24	木		24	木	
25	火		25	金		25	金	例月検査（2月分）
26	水		26	土		26	土	
27	木	例月検査（12月分）	27	日		27	日	
28	金	例月検査（12月分）公表	28	月		28	月	例月検査（2月分）公表
29	土					29	火	
30	日					30	水	
31	月					31	木	